

# 臨床研究に係る利益相反自己申告書提出フロー

## 1 利益相反委員会と倫理委員会の関係（臨床研究に係る利益相反の場合）

利益相反委員会	原則第4月曜日	
倫理委員会		原則第1水曜日

※ 利益相反委員会において利益相反自己申告書を審査した月の翌月開催予定の倫理委員会において倫理審査を行うことになる。

※ 産学連携活動に係る「利益相反自己申告書」による調査は、従前どおり年1回実施

## 2 臨床研究に係る利益相反自己申告書の作成及び提出

〔作成〕申請者において利益相反自己申告書（様式）の質問項目に従って、該当事項をチェックし、又は必要事項を記入する。

↓ 研究支援課へ提出  
（利益相反委員会開催日の7日前まで）

研究支援課において、自己申告書の内容をチェックする。  
（場合によっては、追加資料、補足説明等を依頼することもある。）

↓ 利益相反委員会へ付議

利益相反委員会における審査（場合によっては、ヒアリング等を実施することもある。）

申告した研究において、利益相反状態が…

ない場合

ある場合

← すべての審査結果を学長に報告  
（利益相反委員会委員長名） →

承認	管理すべき利益相反と判断 （必要に応じて情報提供等のコメントを出させる。）	不承認
----	--	-----

学校法人の活動に悪影響を与えられられる場合等

すべての結果を判定書により申請者へ通知し、併せて倫理委員会に審査情報提供（研究支援課経由）

↓ 理事長と協議

↓ 勧告  
（研究支援課経由）

利益相反委員会の判定書を付して倫理申請  
（勧告等に異議がある場合は、利益相反委員会を経由して申出） ⇔ 再審査